

平成25年度経常事業評価について

I 評価の目的

厳しい財政状況が見込まれる中、経常事業についても現状分析等に基づき事業の課題を洗い出し、改革改善を図るために評価を行い事業のあり方や必要性を抜本的に見直す。

1 目的

(1) 施策の実現に向けた行政資源の有効活用

第二次実行計画期間（24年度～27年度）において体系化された経常事業（※1）について、現状分析等に基づき事業を検証し改善することにより事業の経費を精査し、施策の実現に向けた行政資源の有効活用を図る。

（※1）経常事業は、新宿区第二次実行計画2(5)区の施策・事業の全体像（P141～）を参照

(2) 公共サービスのあり方の見直し・区政運営の効率化

行政としての関与の妥当性を検証するとともに、成果に対する評価を通じて、これからの公共サービスのあり方を見直し、区政運営の効率化を図る。

(3) 説明責任の確保・透明性の向上

事業がその目的に則して、効果的・効率的に展開され、実施されているか否かを客観的に点検評価し、その結果を公表することにより、行政としての説明責任を果たし、区政の透明性を向上させる。

(4) 職員の意識改善

評価の過程を通じて職員の意識改革を図る。

Ⅱ 基本的な考え方

第二次実行計画期間の4年間に485事業（平成24年4月1日現在）の經常事業を対象に評価を実施する。經常事業評価は、事業が現在の社会情勢に合っているか、より一層、効果的・効率的かつ柔軟な事業運営が可能かなど、見直しの視点から評価する。

1 經常事業評価の内容

(1) 經常事業評価の進め方

經常事業評価は、第二次実行計画期間の4年間に基本施策単位で選定し、対象事業を一通り評価する。

經常事業は構成する予算事業を分析したうえで、予算事業を総括して評価する。

評価は計画事業評価と同様に内部評価、外部評価を実施し、内部・外部の評価結果を踏まえ総合判断を行う。

(2) 評価シート等の作成

經常事業評価では、經常事業評価シート、予算事業シート及び事業別コスト計算書を作成する。

予算事業は、「新宿区予算・同説明書」の細目又は細々目の単位で分析する。

予算事業の分析は、予算事業の種類別にシートを作成して行う（予算事業シートは、一般、補助金等、指定管理、施設管理の4種類）。

經常事業評価は、經常事業を構成する予算事業の種類により、經常事業評価シートⅠ又は經常事業評価シートⅡを作成する。

事業別コスト計算書は予算事業単位で作成し、複数の予算事業で構成される經常事業の場合は、事業別コスト計算の合計分（經常事業分）も作成する。

なお、經常事業評価シートⅠは内部評価実施後に外部評価を実施し、經常事業評価シートⅡは内部評価のみ実施する。

外部評価委員会には經常事業評価シート、予算事業シート及び事業別コスト計算書を提出し、經常事業単位で評価する。

(3) 公表

内部評価結果（經常事業評価シート、予算事業シート及び事業別コスト計算書）、外部評価結果及び区の総合判断は計画事業評価と同様に公表する。

【公表時期（予定）】

内部評価結果：7月頃 外部評価結果：11月頃 区の総合判断：1月頃

(4) 評価結果の活用

限られた行政資源をより有効かつ効率的に活用し、施策の実現を図るため、評価結果を踏まえて、事業の改善、見直し等について検討を行い、予算へ反映する。

2 シート作成における留意点

(1) シートの記載方法等

経常事業評価シート及び予算事業シートは、直近の過去 3 年間分を分析する。

(25 年度評価では平成 22 年度～24 年度分)

予算事業シート及び経常事業評価シートは「ですます」調で記載する(プルダウン以外)。

(2) 事業開始年度

開始年度が正確に分からない場合は、「不明」とし、要綱や実施起案により、おおよその年数が分かる場合は「〇〇年度頃」と記載する。

大幅な制度改正等により予算事業の体制に変更があった場合は、現状の体制になった時期を記載し、備考欄にそれ以前から事業を実施し、制度改正があった旨を記載する。

(3) 事業経費

事業経費欄には決算額を記載する。財源内訳と事業経費はその年度に歳入した額を記入し、翌年度に前年度分を返還又は歳入した場合は、「備考」の欄に内訳等を補記する。

事業経費は千円単位で決算額を記載し、千円未満は四捨五入とする。

なお、「基金」と「区債」は一般財源扱いとする。

(4) 執行率

当初予算額と予算現額の執行率は事業費の執行率を算出する。

(5) 職員数

担当する職員数欄には小数点第 2 位までで記載する。

(常勤職員) : 正規職員及び再任用職員

(非常勤職員): 各所属の事業費により雇用している非常勤及び総務課で雇用している非常勤職員

職員数に伴う人件費は算出しない(事業別コスト計算書で人件費を明らかにする)。

ただし、事業費人件費分は事業費に含める。

(6) その他

指定管理制度導入施設における利用料収入と補助事業における利用者の自己負担額は、指定管理者や補助事業実施団体等が直接収入しているため、財源内訳欄には含めず、参考欄に記載する。

3 事業等の分類

(1) 法定分類

事務・事業には様々な種類・特性があるため、評価に当たっては以下のとおり事業の根拠となる法規により分類する（法定分類）。

法定分類	説明	
法定受託事務	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項の規定により、特別区が処理することとされる事務のうち、①国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法令に特に定めるもの（第一号法定受託事務）及び、②都道府県が本来果たすべき役割に係るものであって、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法令に特に定めるもの（第二号法定受託事務）。	
都委任事務	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 106 号）第 2 条の規定により、知事の権限に属する事務の一部で特別区が処理することとされている事務。	
自治事務	法定受託事務及び都委任事務以外の事務。 なお、自治事務は、実際には法令の規定に基づいて行っている事務もあり、さらに区に実施の裁量があるか否かから以下のとおり分類した。	
	義務的自治事務	国・都の法令により区に事務処理が義務付けられている事務。（法定受託事務、都委任事務を除く）。
	単独自治事務	上記以外の自治事務

(2) 予算事業の分類及びシート

上記の法定分類を踏まえ、予算事業を以下のとおり①～⑨に分類する。

法定分類	予算事業の種類（経費の内容）		予算事業シート種別
法定受託事務	①	法定受託事務や都委任事務に要する経費	一般
都委任事務			
義務的自治事務 （自治事務）	②	義務的自治事務のうち、事業運営等に要する経費	施設管理 （義務）
		義務的自治事務のうち、施設の管理運営・維持管理に要する経費	
単独自治事務 （自治事務）	③	事業運営、整備推進・促進の事務に要する経費	一般
	④	事業助成等の事務に要する経費	補助金等
	⑤	指定管理事務に要する経費	指定管理
	⑥	施設の工事費・設計委託料、施設の管理運営・維持管理に要する経費（指定管理事務に要する経費を除く）	施設管理
	⑦	審議会等の運営事務に要する経費	一般
	⑧	内部管理事務に要する経費（一般事務費は除く）	
	⑨	職員費（給与・諸手当等）、再雇用職員報酬、一般事務費等、電子計算賃借料、分担金・基金・補償等	（対象外）

(3) 経常事業評価の分類及びシート

経常事業評価は、外部評価委員会意見「経常事業評価（試行結果）について」を踏まえ、以下のとおりに分類して実施する。

経常事業評価シート	経常事業を構成する予算事業の種類
経常事業評価シートⅠ	予算事業の種類②～⑤を1つでも含む場合 ※外部評価対象
経常事業評価シートⅡ	予算事業の種類①、⑥、⑦、⑧で構成される場合 ※内部評価のみ
評価対象外	⑨職員費（給与・諸手当等）、再雇用職員報酬、一般事務費等、電子計算賃借料、分担金・基金・補償等、予備費のみの予算事業で構成される経常事業
	第一次実行計画では計画事業と位置付けていたが、第二次実行計画から経常事業化した事業 ただし、他の経常事業と統合した経常事業は評価対象とする。（経常事業評価Ⅰ又は経常事業評価Ⅱで分類する。）

Ⅲ 分析及び評価等

予算事業は公共性、必要性、受益者負担、類似・関連事業、協働により分析する。
 経常事業評価Ⅰは4つの視点、経常事業評価Ⅱは有効性と効率性の視点により評価する。

1 分析及び評価

対象事業	分析及び評価の視点
予算事業の分析	(1) 公共性 (2) 必要性 (3) 受益者負担 (4) 類似・関連事業 (5) 協働
経常事業評価Ⅰ	① サービスの負担と担い手 ② 手段の妥当性 ③ 効果的・効率的 ④ 目的・実績の評価
経常事業評価Ⅱ	① 有効性 ② 効率性

2 予算事業の分析

予算事業の分析の視点により、3年間分(平成25年度評価では平成22年度～24年度分)の活動実績数、対象者数及び事業の経費の数量分析を行い、見直しの方向性を明らかにする。

(1) 公共性

事業の性質により区の関与の度合い(行政の活動領域)を分析する。

公共性 区分	事業の性質	活動領域
I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務づけられている法定受託や都委任を実施する事業(例：戸籍事務 等)	行
II	区民の生活に必要な環境水準を確保することを目的とした事業(例：ごみ収集事業 等)	
III	受益の範囲が不特定多数であるため、サービスの対価が徴収できない事業(例：道路改修事業 等)	
IV	区民の安全や、財産・権利を確保するために必要な規制、監視・指導、相談、情報提供などを目的とする事業(例：防犯対策事業 等)	
V	社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援、又はセーフティネットを整備する事業(例：虐待防止事業 等)	
VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業(例：幼稚園 等)	政 民間及び協働
VII	区の特色や魅力を継承・発展・創造し情報発信する事業(例：文化財保護事業 等)	
VIII	民間等のサービスに対し、行政目的に適合していることから、推進・支援する事業(例：NPO 推進事業 等)	
IX	特定の団体等を対象としているが、事業の対象以外にも受益が及ぶ公共性を有する事業(例：バス運行対策事業 等)	

(2) 必要性

下記の区分により事業のあり方や必要性を分析する。

必要性 区分	あり方の検討が必要な事業
ア	事業開始期と比較して目的が既に達成され、行政の関与（実施意義）の度合いが低下している事業
イ	民間等を活用することが効率的、又は民間等の活動と競合している事業
ウ	社会状況・情勢の変化に伴う区民ニーズに適合していない事業
エ	社会状況・情勢の変化に伴い、対象範囲を見直す余地がある事業
オ	区民ニーズに比較して、サービスの供給が過剰となっている事業
カ	他事業、又は国や都において、同種のサービスの提供が行われている事業
キ	利用者（実績）が減少するなど、区民ニーズが低下している事業
ク	他自治体等と水準を比較したとき、サービスを提供する対象範囲や水準を見直す余地がある事業
	ア～クによる検討が必要ない事業（ア～クに該当しない事業）は、「区分欄」を空欄とし、必要ない（該当しない）と分析した理由を具体的に記載する。

(3) 類似・関連事業

類似する事業と連携する等により、効果・効率的な事業運営が可能であるかを分析する。

目的が類似する事業との整理・統合、成果及び達成が低い事業を見直すために他の事業との連携・統合、縦割行政の克服のための統廃合など見直しが可能の場合において、統合等を行う事業を類似・関連事業として記載する。

状況欄には、類似・関連事業として見直し可能な事業の「有・無」及び現在の状況を選択する（「連携・統合済」、「連携・統合不可」、「連携・統合検討中」、「連携・統合未検討」、「対象外」）。

番号及び事業名の欄には、類似・関連事業として見直し可能な事業が計画事業（「計画」）か経常事業（「経常」）を選択し、その事業番号（計画事業のみ）及び事業名を記載する。

理由・課題の欄には、上記の状況欄で選択した状況に対して、「連携・統合不可」や「対象外」である場合はその理由を、「連携・統合検討中」又は「連携・統合未検討」の場合は、課題や今後に向けた考え方を明らかにする。

(4) 受益者負担

使用料や手数料の導入の可否及び対象者や区分、金額等の導入状況を分類別に分析する。

なお、指定管理者の利用料金、補助を受けている団体等が負担している費用、及びその団体が実施している事業において受益者となる第三者の自己負担は、分析の対象外とする。

状況欄には、受益者負担の考え方の「有・無」及び現在の状況を選択する（「実施済み」、「改善予定」、「対応不可」、「検討中」、「未検討」、「対象外」）。

分類欄では、以下の受益者負担の分類により選択し、主たる内容を記載する。

受益者負担の分類	受益者負担の内容
施設使用料	各施設設置条例及び、平成 11 年 9 月「受益者負担の適正化」についての最終報告の考え方に基づくもの
利用料等	各条例等に基づく福祉サービス、設備などの利用料等 (例) 健診料、保育料、駐輪場、ごみ(粗大・事業系)、学童クラブ、子ども家庭支援センター・子ども総合センター一時保育サービス、清風園の利用、介護保険サービス等各種福祉サービス、入館料、マイク等用具の使用料など
手数料	各手数料条例及び一般事務手数料条例に基づくもの 土木・都市計画・保健所関係(国・都及び周辺自治体との均衡に配慮すべき) 一般証明書等発行関係(「自動交付機導入時点で見直し」)など
行政財産使用料	新宿区公有財産規則及び新宿区教育財産管理規則に基づくもの
占用料	新宿区立公園条例に基づく、道路・公園等の土地評価額に応じた算定によるもの

理由・課題の欄には、上記の状況欄で選択した状況に対して、「対応不可」や「対象外」である場合はその理由を、「改善予定」、「検討中」、「未検討」の場合は、課題や今後に向けた考え方を明らかにする。

(5) 協働

協働は、複数の団体(※2)が目標を共有し、共通の課題等を解決するために、「協働の基本原則」(※3)に基づき協力して取り組むことである。

(※2) 区とNPO、区と地域団体、区と企業、NPOと地域団体、NPOとNPOなど
(※3) ①相互理解 ②自主・自立性 ③対等の関係 ④目的の共有 ⑤公開性 ⑥関係の見直し
予算事業シートにおいては、区と他の団体の協働について分析する。

状況欄には、協働の考え方の「有・無」及び現在の状況を選択する(「実施済み」、「改善予定」、「対応不可」、「検討中」、「未検討」、「対象外」)。

対象欄で区の協働相手を、形態欄でその団体の協働の形態を選択し、相手方の役割欄には、協働相手の役割(改善予定・検討中の場合は想定)を記載する。

理由・課題の欄には、上記の状況欄で選択した状況に対して、「実施済み」の場合は、協働の効果や課題を、「対応不可」や「対象外」である場合はその理由を、「改善予定」、「検討中」、「未検討」の場合は、課題や今後に向けた考え方を明らかにする。

(6) 予算事業の分析結果

予算事業における方向性を明らかにし、事業の見直しが可能かどうか分析する。

特に、「必要性」「公共性」の分析により現状とのギャップがある場合は、課題と捉え、その内容や対応策を検討している場合はその内容を記載する。

なお、分析結果が妥当である場合においても、実施方法や手法等の創意工夫により、事業の見直しが可能かどうかを分析し記載する。

3 経常事業の評価

予算事業の分析を踏まえ、経常事業評価Ⅰは4つの視点、経常事業評価Ⅱは有効性・効率性から評価し、見直し・改革改善の内容を明らかにする。

(1) 経常事業評価Ⅰの視点（4つの視点）

経常事業評価Ⅰは予算事業の分析を踏まえ4つの視点で評価する。

① サービスの負担と担い手

（評価の視点）

- （ア）行政と民間等との役割分担
- （イ）協働及び連携
- （ウ）受益者負担の必要性及び妥当性

② 手段の妥当性

（評価の視点）

- （ア）社会情勢・環境の変化を踏まえた区民ニーズへの適応
- （イ）対象等の妥当性

③ 効果的・効率的

（評価の視点）

- （ア）事業の費用対効果
- （イ）経費の増減・財政負担
- （ウ）類似事業との関連

④ 目的・実績の評価

（評価の視点）

- （ア）事業の進捗状況
- （イ）事業の緊急性
- （ウ）施策への貢献

① サービスの負担と担い手

行政と民間等との役割分担について、事業の実施方法の妥当性を評価し、直営でなければならない理由や、委託や指定管理者等における行政の役割などを明らかにする。

また、協働及び連携や受益者負担の必要性及び妥当性については、予算事業の分析を踏まえ、考え方を明らかにする。

② 手段の妥当性

対象は、行政サービスを提供する対象の範囲（条件）が、実績や社会情勢・環境の変化を踏まえ妥当であるかを評価する。

また、手段・事業活動が、実績数と対象数（事業活動の母数）の推移を踏まえ妥当であるかを評価する。

③ 効果的・効率的

費用対効果・経費の増減・財政負担を実績や経費の経年比較、予算事業で分析した類似・事業との関連から分析し、事業の効率性と継続するうえでの将来の財政負担の予測も考察して評価する。

④ 目的・実績の評価

目的・実績の評価は、実績により事業の目的や意図する成果の達成状況进行评估する。

また、実績を分析し、事業が総合計画の個別目標（施策）の目的を実現するために、又は課題を解決するために、どれだけ貢献しているかを明らかにする。

(2) 経常事業評価Ⅱの視点（有効性と効率性の視点）

経常事業評価Ⅱは予算事業の分析を踏まえ有効性と効率性で評価する。

① 有効性

（評価の視点）

（ア）手法の有効性

（イ）代替手段の有無

② 効率性

（評価の視点）

（ア）費用対効果

（イ）事務作業（流れ等）の効率性

① 有効性

予算事業の手法が事業の目的にどれだけ寄与しているか、より有効な代替手段があるかどうかを評価する。

② 効率性

実績や経費の経年比較や、事業の効率性と将来の財政負担の予測から評価する。

また、事業における事務作業（流れ等）が効率的に行われているかを評価する。

(3) 総合評価

経常事業評価Ⅰについては4つの視点の評価から、経常事業評価Ⅱについては有効性と効率性の評価から、現時点における評価結果及びその評価とした理由や課題などを明らかにする。

また、予算事業で分析した受益者負担、類似・関連事業、協働に対する考え方も明らかにする。

(4) 改革・改善

予算事業の分析や総合評価を踏まえ、今後の見直し・改革改善の方針、考え方を明らかにする。

特に、予算事業の分析で、「必要性」「公共性」の分析により課題等を記載した事業がある場合は、その内容を踏まえ今後の見直し・改革改善の方針、考え方を記載する。

なお、総合評価において現状が妥当であると評価した場合においても、創意工夫により効果効率的な事業運営が可能かどうかを検討する。

4 目標・指標の設定等

(1) 目標・指標の設定

評価の機会を捉えて、経常事業評価Ⅰについては、総合計画期間（平成29年度まで）における目標と指標を設定する。目標は個別目標（施策）に照らして設定する。指標は、活動指標（アウトプット指標）と成果指標（アウトカム指標）とする。

ただし、成果をイメージできても指標にしづらい場合など、指標の設定が困難な場合は、その理由を明らかにしたうえで活動指標（アウトプット指標）のみも可とする。

また、指標が設定できない場合はその理由を明らかにする。

(2) 進捗状況（指標の達成度）の確認

経常事業評価は4年間をかけて一通りの事業を評価するため、一度評価した事業をその後には評価する予定はない。そのため、経常事業評価Ⅰで設定した指標の達成度については、評価の翌年度以降、進捗状況確認表を作成する（作成は別途依頼し、27年度に公表予定）。

V スケジュール等

経常事業評価対象事業の選定は基本施策単位とし、区単独事業や法定受託事務や都委任事務に単独自治事務を付加（上乘せ・横出し）している事業の多い施策を体系に沿って選定した。

また、各部の負担を考慮して、各部における4年間の対象事業数の平均化を図った。

1 対象事業の概数

年度	内部評価				外部評価 (経常事業Ⅰ ×7割)
	経常事業	経常事業 評価Ⅰ	経常事業 評価Ⅱ	評価対象外	
24	まちづくり編 86事業	50事業 (58%)	22事業 (26%)	14事業 (16%)	36事業
25	まちづくり編 133事業	98事業 (74%)	26事業 (19%)	9事業 (7%)	69事業
26	まちづくり編 149事業	110事業 (74%)	25事業 (17%)	14事業 (9%)	78事業
27	まちづくり編 65事業	46事業	14事業	5事業	32事業
	区政運営編 52事業	11事業	26事業	15事業	7事業
	計 117事業	57事業 (49%)	40事業 (34%)	20事業 (17%)	39事業
	まちづくり編 433事業	304事業	87事業	42事業	215事業
	区政運営編 52事業	11事業	26事業	15事業	7事業
	合計 485事業	315事業 (65%)	113事業 (23%)	57事業 (12%)	222事業

2 年度別評価対象（基本施策単位）

年度	対象事業（以下の基本施策に含まれる経常事業）
24	I 1① I 1② II 1① II 1② II 1③ II 3③ II 4③ III 1 福祉全般 III 2① III 2② III 4① IV 1④ IV 3② V 1① V 2① V 3② V 3③ VI 2①
25	I 2② II 2③ II 2④ II 5② III 1① III 2③ III 3① III 3② VI 1① IV 1③ IV 3③ VI 3④
26	I 2① II 2② II 3② II 4① II 5① III 1② III 2④ IV 1① VI 1② VI 1③ VI 3②
27	II 2① II 3① III 1③ III 4② IV 2② IV 3① VI 3① 区政運営編